

事業主 殿

観光産業企業年金基金  
常務理事 中尾 信一

### 算定基礎届の提出について

平素は当基金の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「算定基礎届」ご提出の時期となりましたので、届出書類を送付いたします。

「令和6年度 算定基礎届」に記載された標準給与月額は、原則、令和7年4月掛金(掛金納付月は令和7年5月)から、掛金計算を行います。ただし、国の厚生年金保険と同様に、同年9月を改訂希望される事業所様は、令和6年9月掛金(掛金納付月は10月)にて、掛金計算を行います。また、従前の月額より下がった加入員の掛金計算は、同年9月掛金(掛金納付月は10月)から行います。

算定基礎届の決定後標準給与月額の記載につきましては、4月、5月、6月の3ヶ月の平均額又は直近1ヶ月の標準給与月額のどちらかを記載してください。

同封いたしました「算定基礎届」は、令和6年5月分の掛金データにより作成いたしましたので、6月以降に異動がある場合は、「算定基礎届」に追記してください。また、月額変更に該当する場合は、同封の「月額変更届」をご提出ください。

上記の届出書は、当基金ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

ご不明な点等ございましたら、当基金までお問い合わせください。

### 記

〈算定基礎届 提出期間〉

令和6年7月1日(月)~7月31日(水)まで

〈月額変更届 提出期限〉

令和6年7月改定	令和6年8月5日(月)
令和6年8月改定	令和6年9月6日(金)
令和6年9月改定	令和6年10月7日(月)

以上